

福井地方労働審議会 第1回家内労働部会 議事録

1 日 時 : 令和3年12月13日(月) 午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 : 福井春山合同庁舎(14階) 労働局会議室

3 出席状況:

公益委員	田中委員、廣瀬委員、峯金委員
家内労働者代表委員	玉川委員、津野委員、宮郷委員
委託者代表委員	木村委員、近藤委員、水寫委員
事務局	藤原労働基準部長、川口賃金室長、西村賃金指導官

4 議 事

- (1) 家内労働部会運営規程について
- (2) 福井県の家内労働の現状及び衣服製造業、眼鏡製造業最低工賃の改正の経過等について
- (3) 福井県衣服製造業工賃等実態調査結果及び福井県眼鏡製造業工賃等実態調査結果について
- (4) 福井県衣服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
- (5) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
- (6) その他

5 議事録

○西村指導官

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、福井地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、委員定数9名のうち、全員の御出席をいただいておりますので、会議の成立要件である委員総数の3分の2以上の出席を満たしておりますので、当部会は有効に成立していることを御報告いたします。

なお、第11期委員による家内労働部会としては今回が初めての開催となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で会議を進行させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、最初に藤原労働基準部長より御挨拶申し上げます。

○藤原部長

労働基準部長の藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政に対し御理解を賜り、また、本日はお忙しい中、当家内労働部会に御出席いただき誠にありがとうございます。

家内労働につきましては、長期的には減少傾向にありつつも、福井県内では、今なお 1,850 名ほど（資料の数値は 1,841 名）の家内労働者が「ものづくり日本」を下支えしております。

家内労働法は、これら家内労働者の方々の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的としておりますが、中でも最低工賃制度はその中心を成すものと考えております。

現在、福井県内では衣服製造業、眼鏡製造業の 2 業種に最低工賃を設定してございますが、本日は、会議次第にありますとおり、衣服製造業最低工賃額と眼鏡製造業最低工賃額の改正の必要性を御審議いただきます。

委員の皆様方には活発な御議論をいただき、滞りなく結論が得られますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村指導官

続きまして、委員の方々を御紹介させていただきます。

・・・第 11 期家内労働部会委員名簿を読み上げ各委員を紹介・・・

終了後、

・・・事務局について紹介・・・

○西村指導官

続きまして、「部会長及び部会長代理の選出」に移りたいと思います。

部会長及び部会長代理の選出方法につきまして、事務局より説明させていただきます。

○川口室長

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第 6 条第 5 項において、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する」ということになっております。

これに関し、従来より、あらかじめ公益委員で協議の上、推薦していただく方法をとっていますが、このような方法でよろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

○川口室長

ありがとうございます。

それでは、事前に、部会長には田中委員を推薦する旨の御報告をいただいて

おりますので、委員の皆様の御推薦により決定いただいたということによろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

○川口室長

ありがとうございます。

次に部会長代理の選出ですが、地方労働審議会令（6条7項）によりまして「公益を代表する委員及び臨時委員の中から、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。」となっておりますので、この後、部会長より指名していただきたいと思います。

それでは、今後の議事進行を田中部会長にお願いいたします。

○田中部会長

今ほど、部会長に御指名いただきました田中です。何分、不慣れではございますが、公正かつスムーズな審議に努めてまいりたいと思いますので、御指導、御協力のほど、よろしくお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中部会長

それでは、今ほどありました部会長代理の指名ですが、これについては廣瀬委員にお願いしたいと思います。

それでは、廣瀬委員より部会長代理としての御挨拶をお願いします。

○廣瀬部会長代理

部会長代理に御指名いただきました廣瀬でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中部会長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名についてですが、議事録の署名については、この後に事務局からの説明がなされる予定であります。本年度より上部機関である福井地方労働審議会において廃止されているところでありますので、これに従いまして、この家内労働部会についても廃止することといたしますので、よろしくお願いいたします。

○田中部会長

それでは、それらの説明も含めた内容等について、議題（１）「家内労働部会運営規程について」を事務局より説明願います。

○川口室長

それでは、運営規程について御説明いたします。

最初に、資料3ページの資料No.2「家内労働部会運営規程」を御覧いただきますと、第1条に「福井地方労働審議会家内労働部会の議事運営は、厚生労働省組織令第156条の2、地方労働審議会令及び福井地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。」とされておりますように、当家内労働部会の運営については、幾つかの規程に基づくこととなっております。

具体的には、資料5ページのNo.3-1が、今ほどの第1条に記載がある家内労働部会の上部機関である「福井地方労働審議会運営規程」であり、同規程の第5条を見ていただきますと「会議は原則として公開とする。」とされておりますので、原則的には公開することになっておりますが、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利等が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」とされており、これらの規定に該当する家内労働部会の非公開の取扱いについては、採決を採るような場合や最低工賃改定の必要性に関する全員協議会が該当するかと思われます。なお、本日の会議の傍聴希望の公示を実施しましたが、この申出はありませんでしたので、本日の傍聴者はいない状況となっております。

次に、第6条を見ていただきますと、議事録の署名に関する記載が削除されており、これらの改正について本審にて承認されておりますので、先ほど申し上げましたとおり、今回の家内労働部会の議事録署名委員の指名は行わないものとさせていただきます。

また、第6条の2のとおり、議事録及び会議資料についても原則公開することになっておりますが、会議の公開と同様の基準により非公開とすることができることとされておりますし、第6条の3により議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開することになっております。

これらの取扱いに類似する一例として、地方労働審議会とは別の審議会である福井地方最低賃金審議会においては、これまで、審議会での採決及び特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会について非公開として決定し実施してきましたが、本日は家内労働部会における本年度の取扱いについて、御審議いただきたいものであります。

なお、家内労働部会の議事録及び資料の公開につきましては、一般の閲覧等の利用に供するほか、当局のホームページにその電子媒体を掲載することになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料6ページの第10条には、「部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」とされております。当家内労働部会は、本審委員である田中部会長が選任されておりますので、当家内労働部会の議決はそのまま福井地方労働審議会の議決になるということになります。

なお、この議決の方法についてですが、資料 9 ページ資料No.3-2「地方労働審議会令」に定めがあり、具体的には、審議会令の第 8 条第 2 項の「審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」とされております。

基本的には全会一致で議決していただくのが望ましいのですが、どうしてもという場合には、多数決による決定ができることが定められていることを申し添えます。

私の方からは以上です。

○田中部会長

はい。ありがとうございました。

家内労働部会の運営規程に関し、議事録の公開や会議の運営方法等に関する説明がありましたが、これについて何か御質問、御意見ございますか。

・・・特になし・・・

○田中部会長

それでは、家内労働部会の議事録は公開することとしますが、先ほど説明があったとおり、最低工賃額改正の必要性の審議に関する全員協議会及び採決については非公開として扱うこととしてよろしいでしょうか。

・・・異議等なし・・・

○田中部会長

それでは、家内労働部会の議事録は公開することとしますが、最低工賃額改正の必要性の審議に関する全員協議会及び採決については非公開いたします。

○田中部会長

次に、議題（２）「福井県の家内労働の現状及び衣服製造業、眼鏡製造業最低工賃の改正の経過等について」に入ります。

事務局より説明願います。

○川口室長

それではお手元の資料 15 頁の資料No.4 を御覧ください。これは毎年 4 月に委託者から提出される「委託状況届」及び本年 10 月に当局にて実施した家内労働概況調査より、福井県内の家内労働に携わる委託者及び家内労働者について集計したものです。

県内の家内労働従事者の総数は 1,841 人で、業種別に見ると最低工賃が設定

されている衣服製造業を含む「繊維工業」が最も多く、その合計数は701人で全体の38.1%を占めております。次に多い業種は、最低工賃設定のある眼鏡製造業が含まれる「その他の製造業」の587人で全体の32.7%となっており、全体での男女別の人数は、男性が236人、女性が1,605人であり、全体の87.2%を女性が占めています。

次に委託者数(右から2列目)についてですが、県内の委託者数は175件で、業種別に見ますと、やはり「繊維工業」が77件と最も多く、全体の44.0%を占めており、次いで、「その他の製造業」が57件で、全体の31.9%となっています。

次に17頁の資料No.5を見てください。これは今ほど説明しました資料No.4の「繊維工業」と「その他の製造業」及び「全業種」に関する委託者数と家内労働者数の集計結果について、平成28年から令和3年までの6年間の年次の推移を取りまとめた表となっています。これらを見ますと、衣服製造業が含まれる繊維工業の家内労働者数については、暫時減少傾向となっておりますし、眼鏡製造業が含まれるその他の製造業についても減少している状況となっております。

次に、19頁の資料No.6については、昭和62年度以降の衣服製造業最低工賃と眼鏡製造業最低工賃の改正及び改正見送り等について、年次別に取りまとめた一覧表となっています。最近の経過として、令和元年度以降の状況について説明させていただきますと、衣服製造業については、令和元年度の欄が「審議延長」となっているのは、当初は第13次3か年計画により、改正審議が予定されていましたが、最低工賃実態調査の在り方そのものについて疑義が生じたことにより、全国的に同調査の実施を控えるとともに、同年に改正を予定していた最低工賃については、翌年度に順延して改正等の検討をするよう厚生労働省からの指示がなされたことによるものであります。これらの経過により、昨年、衣服製造業の改正審議の必要性について審議したところ、コロナ禍による経済状況の悪化等により、当年度の改正審議は見送られるとともに、翌年度に改めて必要性の審議を実施することとなったものであり、令和3年度に記載のあるとおり、本年度に改めてこれらの審議をお願いすることになったものであります。なお、眼鏡製造業については、平成30年度の審議により、一部の工賃改正がなされており、第13次3か年計画による通常のスパンに基づく審議を今回お願いするものであり、よって、本年度は、衣服製造業と眼鏡製造業の二つの最低工賃改正の必要性について御審議いただくことになりますので、よろしく願いいたします。

なお、全国的な取扱いとして、本省より示されている最低工賃新設・改正計画に基づく実施要領について簡単に説明させていただきますと、基本的に、3年をめぐりに実態を把握の上見直しの検討を実施することになっており、工程・規格等が業務実態と乖離(かいり)している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行うことになっております。ただし、委託者の業種における景況や受注量の減少のために最低工賃の改定が困難で、

なお改正を行う状況にないと判断される場合には、家内労働部会の了解のもと、改正諮問の見送りを行うことになっておりますし、さらに、最低工賃が設定されている適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方を検討した上で、廃止することも検討する取扱いになっておりますので、これらの観点も念頭に置いた審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、21 頁の資料No.7 については、今ほど説明しました資料No.6 の改正経過に対応する衣服製造業最低工賃額の改定状況が記載された一覧表になっておりますし、資料No.8、9 については、衣服製造業と眼鏡製造業の工賃改正の推移に併せて、福井県最低賃金の引上率と最低工賃の引上率との関係が記載された資料となっておりますし、27 頁の資料No.10 と 29 頁の資料No.11 については、現在適用されている福井県衣服製造業最低工賃と福井県眼鏡製造業最低工賃に関するリーフレットがそれぞれ添付されております。

次に、31 頁の資料No.12 については、平成 19 年度以降の福井県最低賃金の改定状況が記載された一覧表となっており、最近の状況としては、令和元年以前の 4 年間は毎年 3 % を超える引上げとなっておりますが、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響や中小零細企業を取り巻く厳しい経済環境等を踏まえ、1 円 (0.12%) の引上げとなり、本年は中央最低賃金審議会から示された目安額に基づき、28 円の引上げ、引上率は 3.37% と過去最高の引上げとなっております。

次に、33 ページ以降の資料No.13～16 については、インターネット上に公開された経済情勢や景気予測、雇用失業情勢に関する公的な資料を提出させていただいたものであります。

内容等の一部について簡単に説明しますと、資料No.13 福井県鉱工業指数については、平成 27 年度の結果を 100 とした各種指数がそれぞれ記載されていますが、これは、今回の審議対象である衣服製造業最低工賃の改定時期（平成 27 年 6 月 18 日改正）と同じ年となっておりますので、現状との比較については、一定程度容易なものと思われます。

次に資料No.14 の福井県内経済情勢（令和 3 年 10 月分）における「生産活動」の区分として 45 頁に記載のある【繊維】の内容は、「衣料向けは弱含んでいるものの、非衣料向けが持ち直していることから、全体では横ばいの状況にある。」となっておりますし、【その他の工業（眼鏡枠及び部品）】は「持ち直しつつある。」旨の記載内容となっております。

最後に、資料No.15 として、「福井県内の法人企業景気予測調査（令和 3 年 7 - 9 月期調査）」、資料No.16 は、「雇用失業情勢（令和 3 年 10 月分）」を提出させていただいておりますが、時間の関係もありますので、内容の説明等は省略させていただきます。

私からは以上です。

○田中部会長

ただいまの事務局の説明について、御質問ございませんか。

・・・特になし・・・

○田中部会長

次に、議題（３）「福井県衣服製造業工賃等実態調査結果及び福井県眼鏡製造業工賃等実態調査結果について」事務局から説明をお願い致します。

○川口室長

引き続き、令和３年度の福井県衣服製造業工賃等実態調査の結果について説明させていただきます。別冊となっている資料No.17を御覧いただきたいと思います。

衣服製造業工賃等実態調査につきましては、昨年度に一定の詳細な調査を実施しているところではありますが、本年の調査に当たり、昨年と同じ内容の調査を実施することは、協力いただく事業主への御負担等を鑑みた場合、これらの実施は避ける必要があると思われたことから、今回の調査については、前回の調査にて回答いただいた内容のうち、「家内労働者数の増減」及び「委託を継続している工程の規格や単価等」に変更がある場合に限定して回答いただくこととしました。

これらの方法により、令和２年度に調査対象とした４３事業所から、委託なしと回答された３社分を除いた４０社分については、変更があった場合に限定してその変更内容を回答いただいたものですし、本年度、新たに委託状況届の提出がなされた１社分については、新たに昨年と同様の調査を依頼したもので、合計４１社分から回答された集計結果となっております。

結果としましては、委託がある事業所数は３７社（昨年より１社増加）となっており、そのうち最低工賃適用工程実施委託者数は１３社であり、昨年の件数と変更がない状況となっております。集計表等の構成も昨年と同様の様式にて集計したもので、各調査項目ごとに、上段の欄には、委託あり（３７社）の回答全体の集計結果を記載し、下段については最低工賃の適用がある工程（１３社）の委託がある回答分の集計となっております。なお、これら各調査項目の集計結果の説明は、時間の関係もありますので今回は省略させていただきます。

次に、家内労働者の回答に関する集計結果ですが、冒頭に説明させていただいたとおり、家内労働者への本年度の調査は実施しておりませんので、令和２年度の集計結果をそのまま今回資料として提出させていただいたものであり、これら集計内容等の説明につきましても省略させていただきます。

次に、第１０表-１、第１０表-２の最低工賃対象品目に係る「品目、工程別の委託単位当たりの工賃額別」の委託者数及び家内労働者数ですが、昨年との変更状況の比較を容易にする観点から、工賃設定のある工程に変更があった部分については赤色にて表示し、工賃設定のない工程に変更があった部分について

は青色にて表示してあります。よって、黒色にて表記された部分については、昨年と変更がないことを示しておりますし、変更がなされた具体的内容については、同表の右上部に記載してありますので、参考にいただければと思います。

次に、10表-3、10表の4の最低工賃対象品目以外の「工程別の委託単位当たりの工賃額別」の委託者数及び家内労働者数についても、昨年の集計表と変更がある部分については青色にて表記してありますので、これらの観点から内容を見ていただければと思います。

以上により、本年度の衣服製造業工賃実態調査の説明を終了し、引き続き、眼鏡製造業工賃実態調査について説明させていただきます。

資料No.18を見ていただきますと、最初に、調査の概要の記載がありますので、これらについて簡単に説明させていただきます。調査の対象期間は令和3年9月分で、眼鏡製造業者（委託者）47社への依頼を行っております。依頼に当たっては、委託事業所としての委託者調査票の提出及び自分が委託する家内労働者の中から3名を選定し、家内労働者調査票を提出いただくようお願いしました。

これらの結果として提出された委託者調査票については、47件中36件（提出率は76.6%）で、そのうち何らかの委託を行っている委託者は31社、さらに、その中で最低工賃の適用を受ける委託者数は13社（41.9%）となっており、これは（工賃適用を受ける委託者）前回の調査結果と同数となっており、直接的な関係はありませんが、先ほどの衣服製造業工賃実態調査の数値とも一致する数字となっております。

次に、何らかの委託がある31社において委託を行っている家内労働者数は187名で、最低工賃の適用を受ける委託者13社が委託する家内労働者数は111名（59.3%）となっており、そのうち、最低工賃の適用をうける作業に従事する家内労働者数は72名（38.5%）となっております。また、家内労働者から提出がなされた有効な回答数については、49名分となっております。

次に、第1表の委託者調査票の集計結果ですが、今回の調査内容を変更した状況はないことから、前回の調査結果との比較ができるような記載としております。具体的には、調査票の左側半分は令和3年度の調査結果が記載され、右側半分には前回の調査結果である平成30年度分の数値が記載されております。これらの具体的結果等の説明は衣服と同様に省略させていただきますが、本日の工賃改正の必要性の審議に関連する変更状況等の比較については、容易に判断できるものと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、第2表-1～6の6枚の調査票については、最低工賃の設定がなされている「ねじ込み」、「ろう付け」、「粗磨き」の三つの作業工程について、材質や部位に基づく工賃額別の委託者数及び家内労働者数を集計したものであり、上段には令和3年度の調査の集計結果を記載し、下段には前回の調査結果（平成30年度）がそれぞれ記載されておりますので、これらの変化等についての確認は一定程度可能なものと思われます。

なお、本件調査票における数値については、それぞれ誰が何の作業を行っているかまでは回答を求めているため、調査票からの推計値となります。例えば、家内労働者数が10人の委託事業所で、最低工賃の適用を受ける「ねじ込み」が5人、同じく「ろう付け」が5人、更に適用を受けない他の作業が5人であった場合、5人が「ねじ込み」と「ろう付け」の両方を行っていると考えれば、最低工賃の適用を受ける家内労働者は5人となりますが、ここではそれぞれ別人であると考え、「最大」で10人と計上されることとなりますので、実際に最低工賃の適用を受ける作業に従事している家内労働者は更に少ないこともあり得ることを御承知いただきますとともに、これらの関係は先ほど説明した衣服製造業工賃等実態調査においても同様となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、10頁の第2表-7、第2表-8については、最低工賃の設定がなされていない作業工程について、材質、部位、工賃額別の委託者数及び家内労働者数を集計したものでありますし、12頁以降の第3表については、家内労働者から回答のあった調査票49件の内容を集計したもので、委託者調査票と同様に、左側に令和3年の調査結果が記載され、右側は平成30年度の前回の調査結果が記載されております。

私からの説明は以上です。

○田中部会長

ただいまの説明に関して、御質問ございませんでしょうか。

・・・特になし・・・

○田中部会長

特に御質問等がないようでしたら、最低工賃の改正審議の必要性の有無に関する審議に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

・・・各委員からは了解の意向である・・・

○田中部会長

それでは、これまでの経緯等の説明を踏まえまして、議題(4)「福井県衣服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について」及び議題(5)「福井県衣服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について」、の審議を行いたと思いますが、最初に、議題(4)「福井県衣服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について、皆様の忌憚(きたん)のない意見をお伺いしたいと思いますので、これらの御意見について発言いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~（非公開審議の始まり）~~~~~

~~~~~（非公開審議の終わり）~~~~~

○田中部会長

ありがとうございます。

それでは、眼鏡製造業最低工賃についても、改正の必要性は有りとは決定するとともに、改正審議の時期については、本年度の審議は見送り、来年度に実施することにすることとします。なお、これら審議時期については、事務局にて今後検討いただくということに決定したいと思います。

○木村委員

ちょっと、よろしいでしょうか。

今のお話ですと、最低工賃専門部会を3月までに行って、結論を出すんだと思うのですが、前回の最低工賃の改定日を見ると、6月とか5月になっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

○川口室長

最低工賃の審議が結審した場合には、最低工賃の改正金額に関する異議申出に関する公示を2週間程度行う必要があり、異議申出がなければ、改正金額等の官報公示を実施するもので、この官報公示がなされた日の30日後に法律的な工賃改正の効力が生じるものであります。ですから、結審がなされた後に一定の期間を要することになりますので、年度内に結審がなされた場合でも、実際の効力発効については、翌年度の5月以降などの日になります。

○木村委員

発効年月日を、10月とかにずらすということもできるのでしょうか。

例えば、衣服が6月だったら、眼鏡は10月とか。

○川口室長

極論すると、眼鏡製造業最低工賃の専門部会を、来年の6月に実施することも可能であります。その場合は、その分、改正年月日が早くなります。

○玉川委員

ただ、その場合、今ほど検討したように、もう少し業況等の現状を見ようとか、最低賃金の改正状況を踏まえるとなると、開催時期としては、来年のこの時期になるのかなと思われます。

○川口室長

先ほど、部会長から審議時期については事務局にて検討とのお話があったのですが、事務局としましては11月以降の開催になるかなと思っています。

○玉川委員

工賃の改正については、適正で計画的な改正が必要だろうということは、皆さん認めていただいていると思いますが、改正に必要な資料等については、来年の状況を見定めながら、業界の状況も踏まえながらということで、1年の猶予を行うということになるのかなと思います。

○川口室長

私の方から、何点か確認させていただきたいのですが、眼鏡製造業最低工賃の改正審議を来年度に行うとする場合、最低賃金の審議が終了した11月以降に実施したいと思いますが、今ここで決定したということになれば、来年の家内労働部会の開催をせずに、いきなり最低工賃専門部会を立ち上げて審議に入るということになりますが、この点についてはそれでよろしいでしょうか。

・・・全委員が了解された・・・

○川口室長

もう一つは、最低工賃の調査の実施についてですが、今年に眼鏡製造業の調査を実施させていただき、来年も工賃に関する調査を実施することになるのですが、本年の衣服製造業の調査と同様に、眼鏡の委託業者に同じような調査を実施することについては、事務局としては抵抗があり、先ほど説明しましたように、変更のあった部分のみの追加調査を実施させていただき、来年の調査に反映するという方法でもよろしいでしょうか。

○玉川委員

今年の衣服製造業の調査は、家内労働者には行っていないのですね。

○川口室長

はい。行っておりません。今回の家内労働者の調査票については、前年の調査結果をそのまま提出させていただいており、内容等に大きな変化はないと思われまます。ただし、工賃の変更とか委託している家内労働者数の変更等の重要な項目の変更があった部分については回答をいただいているもので、眼鏡についてもこれと同じような方法にて調査を実施したいと考えているのですが、できればそのように実施させていただきたいと思っています。

前年と全く同じ調査の内容を提出いただくことについて、委託業者の方に説明することはできるのですが、事務局としては変更のあった部分のみ回答いた

だき、変更のない場合は、「変更なし」に○を付して回答するだけでいいという、相手側に負担の少ない手法にて実施させていただきたいと考えているところがあります。

○玉川委員

来年の資料としては、今年の調査結果と、来年の調査結果との双方を提出いただければ、補うことはできると思いますので、今年の調査結果と来年必要な部分を実施いただいた集計分を提出いただければと思います。

○川口室長

今ほど説明したやり方でよろしいでしょうか。

○玉川委員

結構です。というふうに私は思いますが、皆さんはいかがでしょう。

・・・各委員の了解あり・・・

○川口室長

ありがとうございます。そのように調査を実施し、来年度の資料を提出させていただきます。

○田中部会長

それでは、今後の予定等について、事務局より説明いただけますでしょうか。

○川口室長

それでは、衣服製造業最低工賃の改正審議については、本年度に実施することですので、本日、審議会の会長宛てに改正の諮問を行います。

これに基づき、最低工賃の改正決定に係る意見聴取の公示を実施し、当局のホームページにも掲載します。公示期間は今月 27 日まで実施するとともに、衣服製造業最低工賃専門部会を立ち上げることになります。これにつきましては、宮郷委員と水寫委員の 2 名については、委員指名の対象から外れますが、それ以外の 7 名の委員の方につきましては、衣服製造業最低工賃専門部会の委員として就任いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

残り 2 名の新たな委員につきましては、事務局にて適切な方の選任事務を行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○水寫委員

すいません。多分継続になると思うのですが、実は眼鏡協会の役員改選が今年度に行われます。多分、変わらないと思いますが。

○川口室長

眼鏡製造業最低工賃専門部会委員の就任については、今年度に行うことは考えておりません。来年度に審議を行うことが決まりましたので、来年度の専門部会の開催前の11月以前に行うことを想定しております。

○玉川委員

家内労働部会の委員の任期は2年間ですから、来年は代わらないですね。

○水瀧委員

2年ですか。

○玉川委員

水瀧委員から、辞職願が出ない限りは代わらないものと思われます。ですので、今の理屈からすれば、来年の眼鏡製造業最低工賃専門部会の委員は自動的に就任されることになると思います。

○川口室長

今回の衣服製造業最低工賃専門部会の委員は外れますが、眼鏡製造業最低工賃専門部会の委員には就任いただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○玉川委員

来年度に眼鏡製造業最低工賃の改正審議を実施することを決めたということは、そういうことであります。

○水瀧委員

分かりました。

○田中部会長

眼鏡製造業最低工賃の意見聴取については、もっと先になるのでしょうか。

○川口室長

これについては、諮問も含めて、適時といいますか、今すぐ行うものではありません。ただし、改正審議を行うことは決まりましたので、最低工賃専門部会の審議に間に合うように実施することになります。

○藤原部長

専門部会の開催時期より逆算して実施するというイメージになることから、10月とか11月ぐらいの実施になります。

○玉川委員

諮問の段階で、ある程度の時期的なことを指示するという話になるものと思います。

○川口室長

そうですね。諮問をして意見聴取の手続を行いますし、そこから専門部会の立ち上げを行うことになりますので、その辺については逆算した適切な時期に、事務局にて実施することになります。

○田中部会長

ほかに質問等はありませんでしょうか。

事務局からもほかにないですね。

それでは、本日は長時間にわたり審議いただきありがとうございました。

拙い進行で御迷惑をお掛けしましたが、皆様のお陰で良い結論が得られたのではないかと考えております。

それでは、本日はこれにて閉会にしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(閉会)